

# 第1号様式（日本産業規格A列4番）

## 移動等円滑化取組計画書

令和 6年 6月10日

住 所 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

事業者名 山陽電気鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 上門一裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

#### (1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・バリアフリー法に基づく駅の段差解消に向けて、一日当たりの平均利用者数が3,000人以上の全駅（49駅中24駅）のバリアフリー化（段差解消・バリアフリートイレまたは車いす対応型トイレの整備・触知案内図の整備ほか）について、令和3年度までに完了した。
- ・引き続き、3,000人未満の駅のバリアフリー化について、鉄道駅バリアフリー料金制度等を活用して実施するとともに、各駅のエレベーター、エスカレーター等の更新を順次進める。
- ・既存車両について、機器・内装の更新に合わせてバリアフリー化工事を継続的に実施する。

#### (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・巡回駅（無人駅）において、事前連絡又は駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅等から係員が対応する仕組みを導入しており、これを継続する。
- ・巡回駅（無人駅）において、カメラおよびモニター付きのインターホンを用いて筆談によるご案内を可能としており、これを継続する。
- ・乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に実施する。
- ・すべての駅係員にサービス介助士の資格を取得させており、今後も継続して取得させる。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
本線の駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢前川駅において、構内のバリアフリー化（エレベーター設置、バリアフリートイレ整備、触知案内図の設置ほか）を実施する。（令和3年度～令和6年度）</li> <li>・霞ヶ丘駅における駅構内のバリアフリー化（エレベーター設置、バリアフリートイレ整備、触知案内図の設置ほか）について、具体的な検討を実施する。（令和5・6年度）</li> <li>・藤江駅における駅構内のバリアフリー化（スロープ整備、バリアフリートイレ整備、触知案内図の設置ほか）について、具体的な検討を実施する。（令和5・6年度）</li> <li>・的形駅における駅構内のバリアフリー化（スロープ整備、バリアフリートイレ整備、触知案内図の設置ほか）について、具体的な検討を実施する。（令和6年度）</li> <li>・西飾磨駅における駅構内のバリアフリー化（エレベーター設置、バリアフリートイレ整備、触知案内図の設置ほか）について、具体的な検討を実施する。（令和6年度）</li> </ul>
車両の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存車両（3000系）のうち、1編成4両のバリアフリー化工事を実施する。（令和6年度）</li> <li>・既存車両（5000系・5030系）のうち、1編成6両のバリアフリー化工事を実施する。（令和5・6年度）</li> <li>・6000系車両1編成3両を新造する。（令和6年度）</li> </ul>

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設・設備等の適切な維持管理と体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての利用者が安全に、安心して利用できるよう、バリアフリー設備の機能を十分発揮するために必要な操作や維持管理等を行うとともに、必要人員の配置等、体制の確保を図る。（継続実施）</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回駅（無人駅）において、事前連絡又は駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを継続する。（過年度より継続実施）</li> </ul>

人員配置の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>本線 滝の茶屋駅は、特別支援学校の最寄り駅で、朝、夕方に視覚障害者のご利用が多いため、7時30分から19時まで駅係員または警備員を配置して、旅客支援に対応できる体制を継続する。（過年度より継続実施）</li> </ul>
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>全線 49駅中、有人駅全13駅に、サービス介助士の資格をもつ社員を継続して配置する。（過年度より継続実施）</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先及び駅のインターホンの利用法を、沿線の当事者団体や協議会等において広報し、取組の周知を継続して行う。（過年度より継続実施）</li> </ul>
ホームページの更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新を行う。（過年度より継続実施）</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての駅係員、助役、乗務員に対して、接遇研修プログラムに準拠した研修を、年1回行う。（過年度より継続実施）</li> </ul>
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に実施する。（過年度より継続実施）</li> </ul>
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員の資格取得に係る経費の全てを当社が負担し、取得促進を図る。（過年度より継続実施）</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示や放送等の実施	・駅貼り・車内吊りポスターの掲示、駅構内・車内放送等により、バリアフリー設備の適正な利用を促進するため、お客さまや係員への周知に努める。(継続実施)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・夢前川駅を含む地区において、姫路市が「姫路市バリアフリー基本構想」において重点整備地区に設定しているほか、当社も引き続き「姫路市バリアフリー基本構想検討懇談会」に参画するほか必要な協力を行う。
- ・藤江駅を含む地区において、明石市による「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」の基本構想の策定に向けて、当社も引き続き「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」に参画するほか必要な協力を行う。
- ・ウェブサイトや本社、駅、営業所等に寄せられた高齢者、障害当事者等の意見を集約して社内で共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて取り上げ、対応等を協議、共有する。
- ・声掛け運動をお客さまにもご協力していただけるよう、駅・車内放送、ポスター等で協力依頼を行っている。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
本線の駅	・令和5年度完了予定であった夢前川駅における構内のバリアフリー化工事について、完了が令和6年度となる。	工期の見直しによる。

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

特になし

- 注1　IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2　Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3　VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。